
○副議長（奥野詠子）休憩前に引き続き会議を開きます。

井加田まり議員。

〔23番井加田まり議員登壇〕

○23番（井加田まり）本会議の一般質問も3日目最終日となっております。午後、残すところあと3人の質問者がおりますけれども、そのトップバッターを務めさせていただきます立憲民主党議員会の井加田でございます。

私からも、質問に入ります前に一言申し上げます。

能登半島地震により被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。また、発災直後の初動対応に続きまして、懸命に災害対応に従事をされている自治体職員の方々、そして、現在もそれぞれの立場で被災者支援に当たっておられる方々に、心より感謝を申し上げます。次第でございます。

さて、元日の夕方、能登半島付近を震源とする最大震度7を超える大地震に見舞われました。能登半島と隣接をする県西部においては甚大な被害が発生いたしました。

富山県内においても、これまでに経験したことのない震度5強という強い揺れにより、家屋の全壊、半壊、損壊、そして県内全域において、地盤の特徴による液状化による深刻な住宅被害、断水、道路や港湾、下水道などの公共土木施設、農地、農業用施設や漁港等に甚大な被害が発生をいたしました。

この元日の発災より今日で2か月余りが経過をいたしました。被害の実態や深刻さが徐々に明らかとなってきておりますけれども、今2月定例会におきましても、災害時の避難行動や初動対応の振り

返り、被害が多発している液状化による建物の傾斜や倒壊、沈下などの深刻な被害状況の確認や、震災からの復旧・復興に向けた課題の共有化、そして被災者の生活再建となりわいの再建など、早期の復旧・復興に向けた支援の強化について集中した議論となる中で、復興に向けた課題も明らかとなってきました。

そうした中で、被災地域、被災者の方々に一日も早く日常が戻ってくるよう、被害の実相を踏まえて、被災者に寄り添った生活再建を後押しする県の支援策の強化が求められております。本格的な復旧はこれからであり、被災地域と被災された方々の生活再建と暮らしを支える公共インフラの復興に向けて、一步一步着実に前に進めていかなければなりません。

今議会での集中議論で明らかとなった様々な課題については、国による生活再建支援金制度の大幅拡充、そして政府の追加支援策について、被災自治体に格差を生じさせない支援の在り方、大きな財政負担を伴い技術的支援も必要となる液状化被害への支援・対策の強化、公共インフラへの影響など、県議会の議論を踏まえて、国支援の抜本的な拡充と財源の確保も大きな課題でございます。

知事には、県民の声に寄り添い、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。県議会立憲民主党議員会として、微力ではございますが、被災地と被災者に寄り添った復旧・復興を実現させるために、さらに力を尽くしていくことを申し上げて質問に入ります。

1項目めの質問ですが、災害から県民の命を守る取組について7問質問をいたします。

まず、広域的な連携体制の構築についてでございます。

被害が甚大な石川県への支援として、発災直後からDMATをはじめとする災害派遣医療、保健福祉チームの派遣が今日まで継続的に行われてまいりました。発災翌日には、ドクターヘリによる患者受け入れ、4日からは自衛隊機などによる受け入れが加わり、かなりの医療を必要とする方、高齢者施設入所者の方が受け入れられています。そして、2月に入っても石川県の1.5次避難所からの受け入れなどなど、医療依存度の高い方や高齢者などを県内でも多く受け入れている現状でございます。

受け入れに当たっては、受入先の病院の確保や福祉施設等との調整、受け入れる際の体制確保など、様々な課題があったのではないかと推察をされるところでありますけれども、他県への派遣や県内での受け入れに当たって課題の検証が必要と考えます。

また、本県においても、日頃から広域的な連携体制を構築していく必要があるものと考えますが、どのように取り組まれるのか新田知事にお伺いをいたします。

次に、被災者及び児童生徒の心のケアについてでございます。

多くの住宅などが被害を受けました。住まいの場を失ってしまったことで地域コミュニティーの維持が難しくなるなど、被災者は様々なストレスを抱えております。また、住宅などへの被害は免れたものの、経験したことのない地震の脅威を体験し、今後の生活に不安を抱えて不眠状態になるなど、精神面での不調を来している方が多くなるのではないかとということも懸念をされます。

被災者や県民に寄り添った継続的な心のケアに今後どのように取り組んでいかれるのか、現在の取組状況と併せて有賀厚生部長にお伺いをいたします。

子供たちの心のケアも考えておかなければならないと考えます。学校現場での、様々な問題を抱える児童生徒及びその保護者を支援するスクールカウンセラーについて伺います。

震災で心にダメージを受けた児童生徒や保護者、教職員などへの助言、援助を行うためとして、小学校への配置時間を拡充することとされております。

阪神・淡路大震災のときや東日本大震災では、1年後、2年後と状況が悪化していったということなども聞いておるわけでありませけれども、とりわけ子供たちの心のケアとして、怖い現実直面をした児童生徒のケアについて、継続的な支援はもとより、緊急のメンタルヘルス調査なども必要ではないかと考えます。

学校現場においては、教員や保護者からのスクールカウンセラーへの期待は大きく、教育相談体制の強化に向けて常駐配置なども検討すべきと考えます。今後の対応方針について荻布教育長に伺います。

次に、農家や営農組織への支援の強化について質問します。

昨年の猛暑などによる令和5年産米の品質・収量の低下や物価高騰の影響に加えて、今回の地震被害を受けている農家や営農組織の経営実態について、早急に調査の上、実態を踏まえたさらなる支援に取り組むべきと考えます。

物価高騰などに加え、地震被害により農業者はさらに厳しい状況に追い込まれています。インボイス導入の影響も懸念をされます。

国に対しては、農業の所得補償制度の復活を働きかけるとともに、県としても、概算金への上乗せ支援など、農家や営農組織への迅速かつ異例の支援も検討し、復旧・復興に向けて全力で取り組んでい

ただきたいと考えますが、津田農林水産部長にお伺いをします。

次に、県の庁舎や総合庁舎などの災害時における安全面の確保に向けた対応についてお伺いをします。

今回の災害では、県庁舎近くの道路の沈下の影響によるガス漏れが発生をいたしました。以前から、埋立地という地盤の弱さを指摘する声があったとも聞いております。

職員が職務に当たる庁舎に課題があっては、災害対応どころではありません。今回の災害を契機とした課題を整理の上、必要となる対策を検討すべきと考えるものです。

職員が災害時においても職務に邁進できるよう、県庁舎や総合庁舎などの災害時における耐用性を十分に検証の上、対応を検討する必要があると考えますが、どのように取り組むのか南里経営管理部長の所見を伺います。

続いて、職員の働き方改革について伺います。

元日の地震発生直後から850人近い県庁職員が緊急に参集され、余震が続く中で、休日を返上して緊急対応業務に従事をされています。現在も、通常業務に加えて被災地への支援の継続など災害対応業務が続き、職員の心身の不調なども懸念をされているところでございます。

私ども議員会は、度々、長時間労働の解消の問題を取り上げてまいりましたけれども、この災害を契機としても、なお長時間労働解消に向けて、業務実態に応じて交代勤務や勤務間インターバル制度の導入など、女性職員も男性職員も健康で働き続けることができる職場環境の整備は必要不可欠だと思っております。

職員が健康で職務に取り組めるよう、欠員の補充や業務実態に見

合う県庁職員の働き方改革にどのように取り組んでいかれるのか、
続けて南里経営管理部長に伺います。

1 項目めの最後の質問は、能登半島地震に係る富山県復旧・復興
ロードマップ骨子案についてでございます。

3 月の下旬にロードマップの中間取りまとめが行われるとのこと
ですが、復旧・復興に向けては、被災市や地域と問題、課題を共有
し、議論を踏まえた上で具体的な対策や今後の取組の展望を早急に
示し、迅速かつ着実に対策を進めていく必要があります。

県民や県内事業者が安心をして、暮らし、生活やなりわいの再建
に取り組めるよう、現場の思いをしっかりと踏まえつつ、踏み込ん
だ異例の支援に取り組んでいただきたいと考えるものです。新田知
事の復興に向けた決意についてお伺いをいたします。

2 項目めの質問に入ります。

2 項目めの質問は、令和 6 年度県当初予算案と県政運営について
でございます。6 問質問いたします。

県政世論調査によれば、ウェルビーイングという言葉について、
「言葉は知っているが意味を知らない」26%、「言葉も意味も知ら
ない」56.2%、合わせて82.2%となっております。

知事は、様々な場面でウェルビーイングという言葉を使っておら
れます。午前の質問にもウェルビーイングについての言及がござい
ました。この結果を見る限り、多くの県民の皆さんはウェルビーイ
ングにはあまり関心を持っていないというふうに思います。今回の
能登半島地震を経験して、さらに県民意識は変化しているのではな
いでしょうか。

ウェルビーイングという言葉、私も実はそんなに深く理解をして

いるわけではございません。直訳をすれば、ウェル——よい、ビーイング——状態、合わせて、よい状態と直訳できると思うんですけど、このよい状態というのがなかなか難解でして、一人一人その状態は違います。そしてまた、人それぞれの考え方もございます。

よい状態という概念は、それぞれ様々な分野で幅広く、かなり自由に使える大変便利な言葉ではないかと思っております。しかし、人それぞれによりよい状態を推進するということについては、理解できるものであります。

一方で、県政策の実行に向けて、ウェルビーイング指標を活用して施策設計図を作成し、全庁的に展開していると説明をされているわけですがけれども、もともとよく理解をしていないものですから、大変意欲的な取組には思えますけれども、大変なことにチャレンジされているなというふうには思いますけれども、正直言いまして私にはよく理解できかねます。

S D G sということ、最近あまり聞かれないんですけど、それに代わる概念として認知されているようには、今の段階では思えないわけです。

私は、やはり愚直に、県政の役割は県民福祉の向上であり、県民の願いの施策への反映が、暮らしの向上、安心の実践にどのようにつながるかというのが問われているのだと思っております。理念だけではなかなか理解に結びつかないのではないのでしょうか。

私も含めて、これは私見ではありますがけれども、県民理解がなかなか進んでいないような状況の中で、私は、知事にはあまりウェルビーイング先進県という言葉は使ってほしくないと思っております。ウェルビーイング先進県と胸を張れる状態なのかと疑問を持

っております。新田知事の御所見を伺います。

次に、当初予算案に計上されている県の技術専門学院のカリキュラムの見直しとリニューアルの狙いについて、お伺いをします。

県内の産業を支える中小企業の必要不可欠な人材確保に向けて、働く現場のニーズを踏まえた人材育成、そしてリスクリングに適切に取り組んでいく必要がございます。

新年度予算に位置づけられております県の技術専門学院について、その位置づけと役割について、現場のニーズを踏まえたカリキュラム見直しやリニューアルの狙い、また、人材不足が顕著な介護分野の人材育成にもしっかりと取り組んでいただきたいと考えますが、中谷商工労働部長の所見をお伺いします。

次に、臨時的任用講師の処遇改善について伺います。

昨年、9月議会の質問で指摘をさせていただきました臨時的任用講師の処遇改善について、正規職員と同様に勤務年数に応じて昇給をすべきと申し上げてきたところでございますけれども、今回の改善内容とその狙いについて荻布教育長にお伺いをしたいと思います。一步前進と評価はいたしますけれども、段階的見直しでは、やや不十分ではないかと考えるものです。答弁を求めたいと思います。

先ほどウェルビーイングの話をさせていただきましたけれども、明日3月8日は国際女性デーということでございます。2023年版が最新のものだと思いますけれども、ジェンダーギャップ指数というのが毎年公表されるのでありますけれども、公表されるたびに日本は逆に順位を下げています、いわゆるジェンダーギャップ指数においては後進国の位置づけになっています。世界の水準から大きく後れている、そういう結果が公表されています。

それは、いわゆる経済分野や政治の参画分野において重要事項を決定し方向づける、そういった立場に女性が圧倒的に不足をしている、少ないということが原因で全体の順位を下げている、こういうことだというふうに思っています。

先ほど昼のニュースで、OECD諸国の中でも日本は下から3番目だよというのが取り上げられておりました。これはやっぱり、男女の賃金格差や女性の社会的評価が低いということが、順位を落としている大きな原因となっております。

私は、知事には、富山県がジェンダー平等先進県と言われるような思い切った施策を打ち出していただくことを大きく期待しているものでございます。そうした中で、ジェンダー平等の女性への支援強化という観点でお伺いをしたいと思えます。

まず、女性をめぐる課題については、生活困窮、性被害やDV、家庭関係の破綻など複雑化、そして多様化、複合化しております。

議員立法で成立した困難な問題を抱える女性支援法では、女性の福祉、人権尊重や擁護、男女平等の視点を明確に規定し、基本計画の策定、女性支援センターの設置、女性相談員の配置などにより、相談、自立支援、アフターケアまで、切れ目のない包括的な支援の構築を求めています。

性暴力被害ワンストップ支援センターや児童相談所、福祉施設、保健所等に加え、民間団体や社会福祉協議会などとの連携も必要となります。

コロナ禍で顕在化した孤独・孤立対策といった視点も含めて、困難な問題を抱える女性支援法に基づく女性の支援強化にどのように取り組むのか、知事にお伺いをいたします。

そして、重要な立場でありながら処遇の面で大きく立ち後れている女性相談員の実態もあります。女性相談員には、専門的知識と経験に加えて、各機関から協力と情報が得られる権限が必要と考えます。

したがって、県内自治体における相談体制の強化に向けては、正規職員による女性相談員の配置、そして相談窓口の拡充が必須と考えるものです。現状と課題について、松井こども家庭支援監に伺います。

富山児童相談所の2拠点化について伺います。

こども総合サポートプラザ（仮称）の令和7年度開設に向けた整備が予算計上されています。また、令和8年度開設を目指して、富山児童相談所養育・援助センター（仮称）は、児童相談所、児童心理治療施設、学びの場の3施設の一体的整備の準備に取り組まれます。

2拠点化による機能強化と連携強化をどのように進めていくのか、必要となる専門人材の確保育成も不可欠と考えますが、どのように取り組まれるのか、進捗状況と課題について知事にお伺いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（奥野詠子）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）井加田まり議員の御質問にお答えします。

まず、高齢者等の受入れについての御質問にお答えします。

県では、石川県からの要請に基づきまして、ドクターヘリ、自衛隊機などによる患者や要介護者の受入れを行ってまいりました。議

員御指摘のように、1月2日から行っております。県内の医療提供体制や患者搬送の体制などの状況も見ながら多数受け入れているほか、病院を経由せずに直接高齢者施設で受け入れたという事例も多数ありました。

受入れのピークになった1月10日から20日頃を中心に、富山市あるいは高岡市の災害拠点病院においては、一時、病床稼働率が100%に迫る状況が続きましたが、県内の関係機関の皆様の多大な御尽力により、順次、慢性期病院等への転院や高齢者施設への入所の調整を進めた結果、救急医療体制への影響を及ぼすことなく逼迫状況は解消されました。

要介護者の受入れに当たりましては、必要な介護サービスの内容や服薬——薬を飲む状況、家族の連絡先などの情報を速やかに把握することが課題でありました。そのため、本県から石川県へリエゾンとして職員を派遣したほか、要介護者の入所調整を介護支援専門員協会に依頼し、必要なサービス提供に合った高齢者施設とのマッチングを図り、速やかな、そしてスムーズな受入れに努めてきました。

今後、患者あるいは高齢者施設入所者をより円滑に受入れできるように、また、本県で万が一今回を上回るような災害の被災を受けた場合に、円滑に助けてもらえるように——受援体制という言葉がありますが、今回、助けてもらうのも、ただぼーっとしては助けてもらえないということもよく分かりました。やっぱり援助を受け入れる、そんな体制づくりも課題だというふうに理解をしております。

このように明らかになった課題なども今後の教訓として生かした

がら、緊急時の連携体制の一層の強化に努めていきたいと考えます。

次に、復旧・復興についての御質問にお答えします。

今回の地震による県内被害はとて大きく多岐にわたっておりますことから、まずは復旧・復興に向けた取組の全体像と当面のスケジュールを一刻も早く見える化することで、県民の皆様、また事業者の皆様の安心した暮らしや事業活動の取組を後押しする一つの目安にしてもらう、そのようなことが大切であると考えております。

このため、先月27日に復旧・復興本部員会議を開催し、復旧・復興に向けた基本的な考え方と対策の柱などをロードマップ骨子としてまとめ、現時点で取り組む対策の項目と合わせて公表したところです。

ロードマップの作成に当たっては、引き続き、地元の住民や市町村の御意見、御意向を伺いながら取組を進めます。そして、年度内には個別事業の今後の取組やスケジュールなども整理した上で、ロードマップの中間取りまとめとして公表する予定でおります。

復旧・復興に向けては、現場の思いをしっかりと受け止め、県議会ははじめ関係の皆様のお協力もいただきながら、より実効性のある取組を進めております。

これまでも被災者の生活再建を後押しするため、県独自の被災者生活再建支援制度を創設し、国制度が適用されない市町村や国制度では対象とならない半壊世帯も対象として支援をしてきました。また、地震による北陸観光への旅行自粛を払拭し、観光需要の早期回復を図るため、国の北陸応援割の開始に先立ちまして、県単独で飲食店やお土産店などで利用できる電子クーポンの発行を実施し、観光関連産業を幅広く支援するなど、県独自の踏み込んだ支援や対策

に取り組んでいます。

今後も寄せられた様々な御意見、当県議会での御議論も踏まえながら、実効性のある復旧・復興の取組を進めてまいります。

次に、ウェルビーイングへの県民の理解についての御質問にお答えします。

ウェルビーイングへの認知、理解は年々広がってきていると受け止めておりますが、さらなる浸透のためには、より一層の取組が必要と認識はしております。このため県では、特設のウェブサイトや様々なメディア取材、あるいは啓発イベントを通じて発信に努めております。また、自分ごととして捉えていただくための参加型イベントも展開をしてまいりました。

こうした取組もあり、経済団体や学生さん、生徒さん、若者たちが主体となったウェルビーイングをテーマとした活動が広がっています。また、国の省庁や県外の自治体、様々な企業などから、本県のウェルビーイングの取組に高い関心を持っていただくとともに、全国に向けて発信もいただいております。大変に心強く感じております。

新年度では、さらに子供や若者を対象に、絵本を活用した普及、高校生の提案によるロゲイニングの横展開、子供のウェルビーイング調査などに取り組み、親世代にも浸透を図ることとしています。

さらに、今回の予算編成では、全ての部門で県民のウェルビーイング向上効果を勘案するとともに、施策設計図を活用し、ウェルビーイング指標と対象県民を強く意識した企画立案も行っています。この予算では23のパッケージを施策設計図に基づいて企画立案しておりますが、今後、年を経るにつれて、だんだんこの範囲が広がっていかうかというふうに期待をしているところでございます。

ぜひとも御理解をいただいて、ついてきていただきたいというふうに思います。様々な具体的な事業を執行していくわけですが、これを通じて、県民の皆さんにウェルビーイングの向上を実感できるように努めていきます。

ウェルビーイングは新たな時代の不可欠なキーワードと捉えております。昨年本県で開催されたG7教育大臣会合、あるいは政府の骨太の方針でも提唱されておりました、今後着実に認知は進んでいくと考えております。引き続き先駆的な取組を推進しながら、より多くの県民の皆さんに実感していただけるよう、分かりやすい発信に努めていきます。

例えばなのですが、私たち、コロナと闘う上でワクチンが大きな力となりました。まだ記憶に新しいところであります。例えば、議員、メッセージRNAについて御理解をされているでしょうか。ほとんど私も理解はしていませんが、でも、ワクチンの恩恵は大いに受けたというふうに考えております。言葉にあまりこだわらず、ぜひその実感、そんなことに素直に反応していただければというふうに思います。

次に、困難な問題を抱える女性への支援強化についての御質問にお答えします。

女性の抱える問題が多様化、複雑化する中、県では、困難な問題を抱える女性の支援に関する法律に基づきました基本計画を年度中に策定するために、女性や民間団体を対象とした実態調査を行い、その結果を踏まえ、基本計画検討委員会を設置し協議してきました。これらを通じて、困難な問題を抱える女性の早期発見や、女性の意思に寄り添った相談、切れ目のない支援、民間支援団体との連携・

協働などについて、多くの御意見や提言をいただきました。

そうした御意見を踏まえて、まずは新年度予算案においては、SNS相談窓口の開設、柔軟できめ細やかな支援を強みとする民間団体と連携したアウトリーチ相談会や継続的な居場所の提供、自立に際しての生活必需品の提供など、発見から相談、自立支援、アフターケアまでの包括的な支援のための必要経費を計上させていただいております。

また、基本計画案においては、新たに、支援活動を行う関係機関や民間団体等で構成する支援調整会議の設置、これは結構大がかりなものになると考えております。この支援調整会議の設置について明記をしておきまして、今後、県女性相談センター、市町村、関係機関、民間団体との連携・協働による支援策等についてこの場で協議をして、実効性のあるものに、そして助けを求めている方々にちゃんと届くように、そんな手だてを協議していきたいと考えております。

私から最後になります。富山児童相談所の2拠点化についての質問にお答えします。

まず、C i Cビル内に整備しますこども総合サポートプラザ——仮称ですが、これについては、現在、実施設計を進めております。富山児童相談所や総合教育センター教育相談窓口、少年サポートセンター、子ども・若者総合相談センターの各相談機関をワンフロアに配置して、各分野の専門職員が連携したワンストップの相談支援を行うことにしています。

また、県リハビリテーション病院・こども支援センター隣接地に整備する予定の、富山児童相談所養育・援助センター——これも仮

称ですけれども、これについては、児童相談所や児童心理治療施設、学びの場を同一建物内で整備する基本設計を進めています。今後、心理的な困難を抱える子供に対して専門的なケアや生活支援などの包括的な支援を行うため、3施設連携の運営体制や隣接の医療機関との連携等について検討してまいります。

特に児童心理治療施設については、心理療法担当職員や児童指導員、個別対応職員、家庭支援専門相談員などの専門職員の確保育成が重要な課題です。このため、新年度予算案では、施設運営検討会の開催や研修に要する経費を計上しております。

富山児童相談所の2拠点化による機能強化と連携強化に向け、着実に準備を進めてまいります。

私からは以上です。

○副議長（奥野詠子）有賀厚生部長。

〔有賀玲子厚生部長登壇〕

○厚生部長（有賀玲子）私からは、被災者の心のケアについてお答えいたします。

被災者の心のケアについては、被災者自身がストレスに気づきにくく、また心の不調を訴えにくいため、生活再建の支援に関わる全ての関係者が寄り添いながら支援活動を行うとともに、専門的な対応が必要な方を保健医療につなぐ必要があると考えております。

このため、厚生センターでは、氷見市の職員等に対する勉強会や、継続的な支援を担う民生委員や健康づくりボランティアなどへの講演会を開催し、被災者への接し方や、初期・中長期における心のケアの具体的な支援方法について理解を深めていただきました。

また、厚生センター指導の下、氷見市において、被災者自身の心

の変化に気づいてもらうためのリーフレットを作成、配布し、その中で、24時間相談を受け付ける富山県こころの電話などの御紹介をいたしました。

さらに、被災者の孤立を防ぎ、地域のつながりを取り戻すため、高齢者向けの体操教室を早期に再開し、会場で健康相談を行うなど、継続的な見守りと心のケアの支援を行っているところでございます。

私からは以上です。

○副議長（奥野詠子） 荻布教育長。

〔荻布佳子教育長登壇〕

○教育長（荻布佳子） 私からは2問お答えいたします。

まず、児童生徒への心のケアについての御質問にお答えいたします。

県教育委員会では、震災の被害が大きかった地域を中心に、市町村からの要望に応じて、3学期の始業日から、被災した児童生徒などの心のケアが適切に行われるよう、緊急支援として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣いたしました。いつも明るく過ごしていたのに、震災後、表情が暗くなったり、思い出して涙が出たりするストレス反応が出ている児童生徒が見られたというふうにも聞いております。震災から2か月余りがたちましたが、現在も、緊急支援を行っているカウンセラーが、学校担当のスクールカウンセラーと児童生徒の情報を共有して日常の心のケアを行っているところであります。

また、全ての市町村や学校に対して、熊本地震の発生の際に熊本県で作成をされた心のケアのハンドブックを配付しまして、スクールカウンセラーなどの専門家と連携して心のケアに努めるよう周知

をいたしました。

児童生徒の心的ストレスの状態は、議員御紹介のとおり、時間の経過とともに悪化することも考えられることから、各学校では、毎日行っている健康観察の中で児童生徒の状況を把握し、スクールカウンセラーとの面談にもつなげているところでございます。

また、スクールカウンセラーが教室を巡回してメンタルヘルスチェックを継続し、ケアの必要性が高いと考えられる児童生徒に対して面談を促すなど、小さなサインを見逃さない体制を取っているところです。

県教育委員会としては、新年度は小学校などへのスクールカウンセラーの配置時間を拡充しており、今後も1人1台端末を活用した健康観察などICTの活用も含め、児童生徒の心や体調の変化の早期の把握ができますよう、関係機関と一層連携を密にしながら、チーム学校として児童生徒の心のケアを行えるよう支援をしております。

次に、臨時的任用講師の処遇改善についての御質問にお答えいたします。

学校現場では、特別な支援を要する児童生徒の増加、いじめ・不登校への対応や、ICTを活用した課題解決型学習の実践、情報など新しい指導内容の増加や高度化といったことなどによって、教員の業務は多様化、複雑化している状況でございます。

こうした中、臨時的任用講師などについては、増加している産育休教員の代員としての役割や、正規教員と業務を分かち合うことで教員の働き方改革を支援するための役割など、今後ますます大きな役割が期待されているにもかかわらず、その人材確保は非常に厳し

い状況でございます。

こうした状況を踏まえ、臨時的任用講師などについては、人材確保やその質の向上を図るため、職務への熟達度を処遇に反映する観点から、職務経験に応じて処遇を改善する方向で、現在の初任給の上限設定を見直すことといたしました。

具体的には、正規職員の昇給との均衡という観点や、継続的な勤務により職務経験の蓄積を促し臨時的任用講師などの質の向上を図る観点から、令和6年度から、1年に8号ずつ上限を引き上げる予定としております。

なお、60歳を超える臨時的任用講師などについては、正規教員や再任用教員との均衡に鑑み、現行上限を存置することとしております。

今後とも、質の高い優秀で意欲のある教員の確保を進め、子供たち一人一人のウェルビーイング向上につながる教育環境の整備に向けて力を注いでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

○副議長（奥野詠子）津田農林水産部長。

〔津田康志農林水産部長登壇〕

○農林水産部長（津田康志）私からは、農業者への支援についての御質問にお答えいたします。

令和5年産米では、生産資材の高止まりに加え、コシヒカリの1等米比率が大きく低下したことから、県として農業者を支援するため、土づくり対策等に取り組む農業者への奨励金の交付、乾燥調製施設等の電気料金の高騰分への助成、農業振興資金の特別融資枠の設定を措置してきました。JAにおかれましても、12月には概算金

の追加払いなどが行われたところでございます。

また、今般の能登半島地震では、農地や農業用水路等のほか、農業機械や施設等への被害もあることから、県として被害が経営に与える影響を把握するとともに、今後の作付計画や経営見通しについて確認、調査し、必要に応じて技術面や経営面での指導助言を行うこととしております。

現行の農業者への支援としては、農業機械や施設の再建等の支援として1億9,500万円を先月専決処分し、国の2分の1支援に県の支援を4分の1上乗せした4分の3の支援としたところでございます。また、この春に水稻を作付できるよう、用排水路の早急な復旧にも努めております。

引き続き、関係機関・団体等と連携しながら、農業者や営農組織の作付計画や経営状況等を注視し、経営実態に応じた対策を講じてまいります。

以上でございます。

○副議長（奥野詠子）南里経営管理部長。

〔南里明日香経営管理部長登壇〕

○経営管理部長（南里明日香）私からは2問お答えいたします。

まず、県庁舎や総合庁舎などの耐災害性の検証についての御質問にお答えいたします。

県では、平成7年の阪神・淡路大震災を受け、県庁本庁舎や総合庁舎などの主な県有建物の耐震性について調査し、耐震改修が必要な建物については全て対策工事を完了しているところです。

今回の地震では、1月1日の発災時から直ちに県有建物の被害について調査したところ、建物と渡り廊下の接合部や一部の天井の剥

離、ガラスの破損、床のひび割れなどが確認されたものの、執務室の閉鎖を余儀なくされるような大きな損傷はなく、主な県有建物の耐震性はおおむね確認されているものと考えております。

一方、県庁周辺においては、ガス管の損傷によるガス漏れや県庁南側の道路の一部陥没が生じたため、速やかに庁内放送を行い、火気の使用停止の指示をするとともに、県庁北側、西側からの出入りを可能としたところです。

議員御指摘のとおり、職員が職務に邁進できるように、災害時において災害対策本部が設置される防災危機管理センターはもとより、災害対応の拠点となる各行政施設が機能を維持し、業務を継続することは重要と考えておりまして、いま一度、現在策定中の復旧・復興ロードマップにおいて県行政施設の耐災害性に関する検証を行って、必要な対応を実施してまいります。

次に、県庁職員の働き方改革についてお答えいたします。

能登半島地震発生後、防災担当部局をはじめ、庁内各課において多くの職員が災害対応業務に従事しており、いち早い富山県の復旧・復興を目指し、鋭意取り組んでいるところでございます。あわせて、被災市へ県職員を派遣し、罹災証明書の発行や被災建築物の応急危険度判定等を支援してまいりました。

能登半島地震発生から2か月が経過し、これからの復旧・復興のフェーズには中長期的に技術職員等を確保することが必要であることから、国や全国知事会に応援職員の派遣を要請し、検討いただいているところです。

災害対応や復旧・復興業務に従事する職員は、十分な休業を取得できないことなどによりまして心身に負担が生じ、メンタルヘルス

に不調を来すことも懸念されます。このため、地震発生後、災害時におけるメンタルヘルスチェック表を使った心の不調に早めに気づく取組を促すほか、独りで悩まず気軽に相談できるよう、産業医等との個別面談を実施する体制を取っているところです。

また、課内の事務分担の見直しや部局内での応援職員の派遣などの調整はもとより、広域避難など、業務の繁忙・集中に応じて機動的かつ柔軟な人員配置を行い、庁内の応援体制を強化しているところです。テレワークや勤務間インターバル試行制度、時差出勤制度も活用し、職員が健康で働きやすい職場環境づくりに引き続き努めてまいります。

○副議長（奥野詠子）中谷商工労働部長。

〔中谷 仁商工労働部長登壇〕

○商工労働部長（中谷 仁）私からは、中小企業の人材確保、技術専門学院の充実についてお答えをいたします。

政府におきまして、企業の人材確保育成に向けた人への投資が推進される中、人材不足が深刻な課題となっている県内中小企業等を支援するため、県としても、変化する産業界の人材ニーズ、求職者のさらなるスキルアップ——リスキリングに対応することが課題であるというふうに考えております。

このため県では、技術専門学院で実施をいたします訓練の見直しに向けまして、職業能力開発審議会の下に部会を設置し、県内企業1,000社を超える、また求職者2,000人を超えるニーズ調査を実施して検討を行ってまいっております。

取りまとめられた見直し方針に基づきまして、ものづくり現場のデジタル化に対応した人材の育成、建設土木や介護等、深刻な人手

不足分野への人材供給の強化に向けて、本年度から訓練科の見直しやカリキュラムの充実とともに、必要となる実習棟や機械器具の整備など、訓練環境のリニューアル事業を進めているところでございます。

御質問のありました介護分野につきましては、専門学校等では主に高校の新卒者を対象にしまして専門人材を育成しているのに対して、技術専門学院では、中高年齢層を含む離職者の皆さんを対象に、介護職の初任者を養成するための訓練を実施しております。

早期就労を目指しておりまして、今回のカリキュラム見直しにより、介護記録の作成等に必要なO Aの基礎的知識の習得を訓練に追加するなど、より実践的な知識、技能を習得していただきたいと考えております。

引き続き、企業の人材ニーズ及び求職者のスキルアップに向けた訓練ニーズに対応して、県内産業の人材確保を支援してまいります。

以上でございます。

○副議長（奥野詠子）松井こども家庭支援監。

〔松井邦弘こども家庭支援監登壇〕

○こども家庭支援監（松井邦弘）私からは、女性相談員の配置などについての御質問にお答えをいたします。

県女性相談センターにおいては、看護師や社会福祉士資格などの専門的能力を有する者を女性相談員として配置しておりまして、また、市町村については、4つの市では女性相談員を配置、3つの市では女性相談窓口を設置、その他の市町村では担当課窓口などで相談対応されている状況でございます。

県女性相談センターの女性相談員は多岐にわたる相談に対応して

おりますが、複雑な調整を要する場合や関係機関等への同行支援などは、正規職員である女性相談センターの所長や相談指導員と連携して対応しております。

こうした相談業務に携わる職員の資質向上や相談支援体制の充実強化は重要であり、新年度予算案において、女性相談対応職員専門研修の実施やSNS相談窓口の開設、民間団体と連携した相談機会や居場所の提供に要する経費を計上したところでございます。

本年4月に施行の、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律では、女性相談支援員の配置が市町村の努力義務とされておりまして、そうしたことを踏まえまして、市町村と話し合っておりま

す。

以上でございます。

○副議長（奥野詠子）以上で井加田まり議員の質問は終了しました。